

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
文部科学大臣 馳 浩 様
経済産業大臣 林 幹雄 様
復興大臣 高木 毅 様
原子力損害賠償紛争審査会
会長 能見 善久 様

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書

平成 27 年 11 月 26 日

福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事 内堀 雅 雄
副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会
会長 大橋 信 夫
副会長 福島県商工会連合会 会長 轡 田 倉 治
副会長 福島県市長会 会長 相馬市長 立 谷 秀 清
副会長 福島県町村会 会長 新地町長 加 藤 憲 郎

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

福島復興・再生には原子力発電所事故による損害が最後まで確実に賠償されることが不可欠であることから、これまで幾度にもわたり、国及び東京電力に対し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償が迅速になされるよう強く求めてきたところである。

本年6月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」においては、除染の十分な実施、インフラや生活に密着したサービスの復旧、事業・生業の再建等を可能とする集中的な自立支援策の展開を前提として、避難指示解除準備区域等の精神的損害の追加賠償や商工業等に係る営業損害の賠償についての考え方が示され、その後、賠償手続が開始されている。

国においては、被害者の生活や事業の早期再建につなげるため、被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しはもとより、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう東京電力への指導・監視を強化するとともに、被害者に寄り添ったきめ細かな支援策を確実に実施し、原子力政策を国策として推進してきた責任を最後まで果たすべきである。

よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と、次の事項についての確実な対応を強く要望する。

1 避難指示等区域に対する賠償

(1) 被害の実態に見合った賠償

帰還困難区域や居住制限区域、避難指示解除準備区域はもとより、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を确实、迅速に行わせること。

(2) 長期間にわたる帰還不能に伴う精神的損害の一括賠償

ア 賠償の対象となる地域の設定に当たっては、地域の実情や住民、市町村の意向を十分に踏まえ、混乱や不公平が生じないようにさせること。

イ 一律の賠償額を超える個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応させること。

(3) 避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」

原子力損害賠償紛争審査会において関係市町村から意見を聴取するなど、避難指示区域の現状をしっかりと把握した上で、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を确实に確保させること。

(4) 住居確保に係る損害の賠償

ア 被害者が生活再建の見通しを立てることができるよう、帰還、移住のいずれの場合においても、被害者一人一人の事情に応じた賠償が柔軟かつ迅速になされるようにすること。

イ 移住先における宅地の取得費用の算定に当たっては、地価の動向を踏まえ、柔軟に対応させること。

ウ 賠償の対象となる費用や賠償額の算定方法等について、全ての被害者に分かりやすく丁寧に説明すること。

(5) 営業損害に係る賠償

- ア 平成27年3月以降の避難指示区域内における商工業等に係る営業損害の一括賠償については、既に請求手続が開始されたところであるが、いわゆる「のれん代」やブランド価値、商圈の喪失等に伴う損害を含め、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。
- イ 事業の再建を図るために必要となる農地や店舗、機械設備等の事業用資産の再取得等に要する費用など、帰還、移転等に伴う追加的費用について、確実に賠償を行わせること。
- ウ 避難指示区域内の農林業に係る営業損害の賠償について、多くの生産者が、長期間の不耕作による農地の荒廃などにより、将来の農業経営に対する懸念を強めている現状を踏まえ、被害者が生活や事業の再建を見通すことができるよう、包括請求期間経過後の平成29年1月以降の賠償に関する考え方を早急に明示させること。

(6) 避難指示の長期化を踏まえた柔軟な対応

除染やインフラ復旧の遅れ等に伴う避難指示の長期化により、既に解除された区域も含めて、多くの住民が避難を継続している被災地の実情をしっかりと受け止め、管理や使用が困難となった財物の価値の減少や喪失等について、被害者の生活や事業の再建を最優先にする観点から、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行わせること。

(7) 精神的苦痛、生活費増加費用、就労不能損害等に係る賠償

帰還等により生じる様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償

- (1) 「中間指針第四次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応させること。
- (2) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求への迅速な対応など被害者優先の親身な賠償を行わせること。
- (3) 東京電力「福島復興本社」の機能強化はもとより、本県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行うとともに、「総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を社員一人一人に厳守させるようにすること。
- (4) 賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、賠償請求未了者への請求手続の周知と相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行わせること。
- (5) 営業損害等に対する賠償において、同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を周知するとともに、被害者に分かりやすく説明させること。

3 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- (1) 「原子力損害賠償紛争解決センター」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、迅速に賠償を行うとともに、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず直接請求によって、一律に対応させること。

- (2) 「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者への公平な賠償を確実にかつ迅速に行わせること。
- (3) 多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって確実に、迅速に賠償がなされるべきものであることから、住民や地域、市町村に混乱を生じさせないよう、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示すこと。

4 風評被害等に係る賠償

- (1) 平成27年8月以降の避難指示区域外における商工業等に係る営業損害の一括賠償については、既に請求手続が開始されたところであるが、原子力発電所事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。
- (2) 事業者等が実施する風評被害を最小にとどめるための情報発信や自主検査等の対策に要する費用(機器の購入やリース等を含む)について、確実に賠償を行わせること。
- (3) 避難指示区域外における農林水産業に係る営業損害については、依然として出荷制限や風評により県内全域で被害が発生している状況をしっかりと踏まえ、十分な賠償が確実に継続されるようにすること。

5 除染等に係る賠償

自主的除染に係る費用の賠償については、放射性物質による環境の汚染に対する不安を緩和するため自ら除染せざるを得なかった個人や事業者の事情を十分に踏まえた上で、被害者からの請求に柔軟かつ丁寧に対応させること。

6 自主的避難等に係る賠償

損害の範囲を幅広く捉え、県民それぞれの被害の実態に見合った賠償を行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。

7 地方公共団体に係る賠償

- (1) 県内地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償を行わせること。
- (2) 原子力発電所事故によって生じた税収の減少分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行わせること。
- (3) 市町村の復興をさらに加速させる観点から、現実に喪失し又は減少した財物の価値や避難指示等によって長期間管理不能となった庁舎等の修繕費用等、地方公共団体の財物の賠償については、県や市町村等の意向を十分に踏まえた賠償の基準を国が前面に立って早急に示し、賠償金の支払を速やかに開始させること。

8 消滅時効への対応

将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないようにすること。

9 賠償金の税制上の取扱い

減収分等に対して支払われる賠償金の税制上の取扱いについては、被災地域全体における税制の在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映したものとすること。

10 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の 確実な実施

国の全責任の下で、迅速な賠償はもとより、住宅確保や就労の支援、事業再開や転業等のための支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。